

医政発 0226 第 10 号
令和 3 年 2 月 26 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の施行にかかる関係通知の改正について（通知）

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 71 号）については、令和元年 12 月 11 日に公布され、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）が改正されたところです。これに伴い、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）等について所要の改正を行うための整備省令を本年 2 月 3 日に公布し、その内容については、同日付で「「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の公布について（令和 3 年 2 月 3 日医政発 0205 第 13 号厚生労働省医政局長通知）」において通知したところです。

これを受けて、関係する通知について下記第 1 のとおり改正し、本年 3 月 1 日から適用することといたしましたので、貴職におかれては、御了知の上、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正通知

- 「医療法人の機関について」（平成 28 年 3 月 25 日医政発 0325 第 3 号） 別添 1
- 「医療法人の計算に関する事項について」（平成 28 年 4 月 20 日
医政発 0420 第 7 号） 別添 2

第 2 施行期日

上記の改正通知は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和 3 年 3 月 1 日）より適用する。